

富田林水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第16号

富田林水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

第 1 条 富田林水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和 7 年大阪広域水道企業団管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用水量の認定)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) <u>前年同期間の使用水量</u></p> <p>(2) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前の計量期間における使用水量</u></p> <p>(3) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前12か月間における平均使用水量</u></p> <p>(4) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、10日以上の使用日数に基づく日割計算水量</u></p> <p><u>2 前項各号の規定により認定を行うことが適当でないと認められる場合は、その都度最善な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 使用水量の認定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(使用水量の認定)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) <u>使用水量の不明の原因が前回の使用水量の計量後に生じたメーターの故障によるものと認められるときは、前回の使用水量</u></p> <p>(2) <u>使用水量の不明の原因が前回の使用水量の計量前に生じたメーターの故障によるものと認められるときは、前々回の使用水量</u></p> <p>(3) <u>使用水量の不明の原因がメーターの故障で、前2号によりがたい場合は、新たにメーターを取り付け、それにより推定算出した水量</u></p> <p>(4) <u>障害物等により計量が不能な場合は、前回の使用水量</u></p>

第 2 条 富田林水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、<u>修繕工事</u>とする。</p> <p>3 条例第10条第2項の規定により、企業長が必要と認めるときは、第1項の申込みの際、利害関係人の<u>同意書</u>、工事申込者の誓約書、建築確認の<u>通知書</u>の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(1) 3階建て以上の建物で直結直圧式により給水するとき。</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> (略)</p>	<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、<u>新設、増設、改造及び撤去以外の工事</u>とする。</p> <p>3 条例第10条第2項の規定により、企業長が必要と認めるときは、第1項の申込みの際、利害関係人の<u>同意書等</u>、工事申込者の誓約書、建築確認の<u>通知書</u>の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(1)～(3)</u> (略)</p>
<p>(設計審査及び工事検査)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、<u>修繕工事</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(設計審査及び工事検査)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、<u>新設、増設、改造及び撤去以外の工事</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(給水装置工事の変更及び取消し)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 条例第10条第1項に規定する給水装置工事の承認を受けた日から6月を経過しても当該給水装置工事を施行せず、かつ、前項の規定による届出を行わないとき。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給水装置工事の変更及び取消し)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p><u>(給水装置の構造)</u></p>	<p><u>(給水装置の構成及び附属用具)</u></p>

第9条 給水装置は、給水管、給水栓、止水栓、分水栓、メーター等をもって構成する。ただし、企業長が必要ないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2・3 (略)

(メーターの設置)

第12条 メーターは、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、これにより難いときは、その都度企業長が定める。

(1) 専用給水装置又は共用給水装置ごとに1個とする。

(2) 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに1個とする。

(3) 私設消火栓には設置しない。

2 (略)

第24条 (略)

(一時的な使用に係る加入金)

第24条の2 新設する給水装置が一時的な使用(1年を超えない期間に限る。)に供するもので撤去を前提とするときは、加入金の納付を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、一時的な使用に供する給水装置を引き続き専用給水装置等として使用することが明らかな場合は、加入金を納付させることができる。この場合において、当該加入金は、専用給水装置等に係る加入金に充てるものとし、差額がある場合については次条第4項各号の規定を準用する。

(加入金の追徴又は還付)

第25条 同一敷地内において給水装置を改造する場合は、その都度、第24条の規定により加入金を算定し、その額が既納の加入金を超えるときは、その差額を納付させ、既納の加入金を下回るときは、その差額は還付しない。

第9条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、メーターその他給水用具等をもって構成する。ただし、企業長が必要ないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2・3 (略)

(メーターの設置)

第12条 メーターは、専用給水装置又は共用給水装置ごとに1個とする。ただし、これにより難いときは、その都度企業長が定める。

2 (略)

第24条 (略)

(加入金の追徴又は還付)

第25条 給水装置を改造する場合は、その都度、前条の規定により加入金を算定し、その額が既納の加入金を超えるときは、その差額を納付させ、既納の加入金を下回るときは、その差額は還付しない。

2～4 (略)

(加入金の免除)

第26条 条例第36条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、加入金を免除することができる。

(1) 他の水道事業者から給水を受けていた者が、同じ場所で、給水区域である水道事業者から給水を受けるとき。

(2) その他企業長が必要と認めるとき。

(手数料の負担)

第27条 (略)

2 (略)

2～4 (略)

(加入金の減額又は免除)

第26条 条例第36条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、加入金を減額し、又は免除することができる。

(1) 富田林市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年富田林市条例第30号）による廃止前の富田林市水道事業分担金徴収条例（昭和45年富田林市条例第24号。以下「市条例」という。）施行時に未給水区域内に居住していた世帯主については、市条例施行後、居住地区内に配水本管が布設され、給水を受けることができることとなった場合

(2) 天災その他著しい災害を受けてから3か月以内の場合

(3) 市条例施行時に共用給水装置を使用していた使用者が、当該住宅等において、新たに専用給水装置を設置する場合

(4) 専用給水装置で給水を受けていた者が、その専用給水装置を廃止し、給水区域内に移転して給水装置を設置し、かつ、給水に支障がないと認められる場合

2 前項の規定により加入金の減額又は免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、企業長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 企業長は、前項の申請に関し、申請者に減額又は免除に係る書類の提示を求めることができる。

4 企業長は、申請者が正当な理由がなく前項の書類の提示に応じないときは、申請を棄却することができる。

(手数料の負担)

第27条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 直結直圧式又は直結増圧式により給水する共同住宅等で、各戸の給水装置に企業団のメーターを設置する場合は、各戸のメーターの口径ごとに算定した額の合計額とする。

(3) 貯水槽式の共同住宅等により給水する場合は、当該共同住宅等に係るメーターの口径に係る手数料の額とする。

(4) (略)

第28条 (略)

(水道施設の無償譲渡)

第28条の2 条例第43条の2第1項の規定により給水申込者の負担で新設、増設又は改造を行った水道施設は、工事検査合格後に企業団に無償で譲渡することができるものとする。

(料金等の領収印)

第30条 料金等に関する領収書は、大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号。以下「会計規程」という。）第31条に規定する領収印があるものに限り有効とする。

(加入金等の納期限)

第30条の2 加入金、手数料その他条例に規定する費用の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目に当たる日（当該日が会計規程第21条第3項に規定する日曜日等に該当する場合には、これらの日の翌日）とする。

(1) (略)

(2) 直結直圧式、直結増圧式又は貯水槽式により共同住宅等に給水するときは、次のとおりとする。

ア 各戸に企業団のメーターを設置する場合は、各戸のメーターの口径ごとに算定した額の合計額とする。

イ 各戸に企業団のメーターを設置しない場合は、当該共同住宅等に係るメーターの口径に係る手数料の額とする。

(3) (略)

第28条 (略)

(料金等の領収印)

第30条 料金等に関する領収書は、大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第31条に規定する領収印があるものに限り有効とする。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正の施行の日前になされた改正前の富田林水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第26条第1項第4号に該当する手続を行う場合は、当該規定を令和11年9月30日まで適用する。